

市長提案説明要旨

平成19年6月29日提出

平成19年第3回高松市議会定例会が開会されるに当たり、まず始めに、これからの市政運営に対する私の所信の一端を申し述べ、議員各位ならびに市民皆様方の格別の御理解と御支援、御協力をお願い申しあげたいと存じます。

3期12年間にわたりまして、高松市政の舵取り役として、近隣6町との合併を実現するとともに、サポート高松の整備を始めとする都市の再生に積極的に取り組まれるなど、数々の功績を残されました増田市長の後を受けまして、去る5月2日、高松市長に就任しました。合併により、人口42万人を擁することとなった、新生高松市の舵取り役という重責を担うこととなりましたが、時がたつにつれ、日が増すごとに、その責任の重大さを痛感いたしているところでございます。

さて、明治維新、戦後改革に次ぐ、わが国の統治のあり方を変える第3の改革とも言われる地方分権改革の流れは、我々地方自治体に、大きな波となって打ち寄せております。

振り返りますと、平成5年に衆参両議院において「地方分権の推進に関する決議」が、全会一致で可決されたのを端緒として、平成7年には、「地方分権推進法」が制定され、これを受けて、同年に「地方分権推進委員会」が設置されました。

そして、平成12年4月には、実に475本の法律を一挙に改正する、いわゆる「地方分権推進一括法」が施行され、地方分権改革は、実行の段階に入ったといわれるようになりました。

その後、税財政面における改革が、小泉内閣の構造改革の一環として、いわゆる「三位一体の改革」として進められ、わが国の財政史上初めて、国税から地方税へ3兆円規模の税源移譲が実現いたしました。国会の地方分権推進決議から12年、そして、第1次改革を主導した「地方分権推進委員会」が設置されてから10年で、地方分権型社会を支える税財政基盤の強化につながる税源移譲を実現したことは、大きな成果であり、まことに意義深いものと存じてお

ります。

地方分権改革は、明治維新や戦後改革と異なり、平時における大改革であり、その分、多大な時間やエネルギーを要するものであります。

そして、昨年12月の臨時国会において、地方分権改革推進法が成立し、第2次地方分権改革の本格始動を迎え、今後の展開が大いに期待されるところでございます。

このような中、我々地方自治体においては、自らの責任と判断で、地域特性を生かした主体的なまちづくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが、強く求められております。

私は、地域づくり、まちづくりにおいて、心すべき格言として、2つの言葉をよく引き合いに出させていただきます。

一つは、「論語」の一節にある「近き者説（よろこ）び、遠き者来る」でございます。これは、孔子が政治の要諦を問われ、近くにいるものが喜びを懐き、その噂を聞いて、遠くの者が自然にやってくる、そのような政治ができれば、それが一番いいことだと答えたものでございます。つまり、周りの人がどう思うかばかり気にしたり、お仕着せのまちづくりをするのではなく、自分たちのやりたいことをやり、自分たちが楽しめて満足できるようなまちづくりをするよう心がけるべきであるということです。

二つ目は、同じく中国の「史記」の一節にある「桃李（とうり）言わざれども下自ら蹊を成す」でございます。これは、桃やスモモは花も実も美しいので、自然に多くの人が集まってきて、下にいくつもの道ができるという意味でございます。つまり、まちづくりにおいても、宣伝ばかりに頼らず、自らを磨き、良いもの、本物をつくることを求めるべきであるということでございます。

こうした考え方をまちづくりの基本に据えながら、先の市長選挙においては、これまで20年以上にわたり、地方自治に携わってきた経験をもとに、大西ひでの政策宣言マニフェストを策定し、市民の皆様とのお約束として示させていただきました。併せて、故大平正芳元首相の「永遠の今」という演説集の扉の頁に記されてある、「文化の重視」と「人間性の回復」という言葉を基本理念として、すべての市民が暮らすことに誇りを持てる『真の田園都市・高松』の構築を目指すことを表明いたしました。

マニフェストにお示ししたとおり、私は「高松・まちづくり」、「高松・人づくり」、「高松・行政改革」という3つの柱の下に掲げた50の政策課題に全力で取り組んでまいります。

まず、一点目の「高松・まちづくり」では、地方分権時代において、合併後の一体感の醸成や、激化する都市間競争に打ち勝つ活力と魅力づくり、中枢拠点都市機能の強化等による、道州制時代の中核拠点都市にふさわしいまちづくりを進めます。

また、福祉を充実させ、災害への備えを一層強化するなど、市民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくりや、スローライフの考えも取り入れ、環境に配慮した持続可能な社会の構築に向け、生活者の視点に立った人と環境にやさしいまちづくりを推進します。

さらに、都市の魅力を高め、創造する力を生み出す芸術と文化のまちづくりを進めるとともに、市政情報を積極的に公開・発信し、地域コミュニティなどを通じて、市民の皆様の市政への参画の機会を充実させるなど、市民と行政の協働によるまちづくりに積極的に取り組みます。

二点目の「高松・人づくり」では、21世紀を担う子どもたちに、良質な教育環境を整備するとともに、社会教育活動やレクリエーション活動の支援等を通して、市民の皆様の地域における自己実現の機会を増大させ、いきいきとした暮らしを実現するための環境を整備します。また、男女共同参画社会の実現や、スポーツの振興にも積極的に取り組みます。

三点目の「高松・行政改革」では、地方分権時代の市政運営の基本ルールを定めた「自治基本条例」を制定するとともに、情報公開を徹底し、透明性が高く、説明責任の全うできる市役所づくりを進めます。また、コミュニケーションを活性化し、県を始め、他の自治体と協調・連携して地方分権を推進する中で、施策・事業の選択と集中による、将来にわたる健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、私がマニフェストで示した政策の一端を申しあげましたが、今回、平成20年度を開始年度とする新しい総合計画の策定に当たり、その基本構想の素案の中でも、マニフェストに掲げた項目については、その趣旨を踏まえ、「心豊かな人と文化を育むまち」、「人と環境にやさしい安全で住みよいま

ち」など、6つのまちづくりの目標の中に整理したところであります。

さらに、マニフェストに掲げた50項目の政策、施策の実現に向けた具体的な事業については、総合計画の実施計画の位置づけとなる「まちづくり戦略計画」の中で示してまいりたいと存じます。

民間リサーチ会社である東洋経済新報社による平成18年発表の「都市住みよさランキング」に基づく高松市の住みよさ度は、総合順位で、780市中、28位であり、中核市の中では3位、中国・四国地方では1位と非常に高位となっております。

このような本市の住みよさを、これまで同様に維持していくのはもちろん、合併し新しく誕生した本市をさらに発展させていくためにも、今後、この総合計画に基づき、市民の皆様と一緒にあって市政を推進し、高松を改革しながら、経済、くらしを始め、様々な面で、より良い、より暮らしやすい都市となるよう、新しい高松のまちづくりに、誠心誠意、取り組んでまいりたいと存じますので皆様方の御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、以下、提出いたしました諸議案につきまして、その概要を説明申し上げます。なお、肉付け予算となる今回の補正予算編成に当たりましては、主要事業計画や私の選挙公約であるマニフェストに基づくもののほか、障害者自立支援臨時特例交付金による特別対策事業、および諸般の事情から特に補正を必要とするものについて、それぞれ措置するものでございます。

まず、議案第81号平成19年度高松市一般会計補正予算（第1号）についてであります。総務費の総務管理費におきましては、下笠居コミュニティセンター建設に係る用地取得や建設工事の実施設計などを行うため、コミュニティセンター建設費を措置するとともに、地方分権改革が推進される中、施策・事業を自ら企画・立案し、推進できる人材を育成するため、集合研修費および派遣研修費を、本市と土庄町、小豆島町および直島町の1市3町が連携し、備讃瀬戸をテーマとした移住・交流促進策の検討を行うため、企画調整費を、高松市立空港通り駅パークアンドライド駐車場を増設するため、都市交通問題対策事業費を、ブロードバンド整備等による地域情報化や行政情報化への取り組みに対する本市の根幹的指針として高松市情報化推進計画（仮称）を策定するため、情報化推進費を、住民基本台帳カードも利用できる証明書自動交付機を

導入するため、情報処理システム開発費を、また、地域において、防災活動や自主的なコミュニティ活動に必要な器材の整備を実施する団体に助成するため、コミュニティ推進費を、それぞれ補正するものでございます。

また、戸籍住民基本台帳費では、住民基本台帳カードも利用できる証明書自動交付機導入に伴い、住民基本台帳カードの普及・促進を図るなどのため、住民基本台帳事務費を補正するものでございます。

次に、民生費の社会福祉費におきましては、国の障害者自立支援臨時特例交付金に係る特別対策事業として、施設等が行う送迎サービスに対し助成するため、通所サービス利用促進事業費を、障害児の親等の交流スペースの施設整備等に対し助成するため、障害児を育てる地域の支援体制整備事業費を、入所施設で生産活動に従事した低所得者に給付金を支給するため、就労意欲促進事業費を、また、図書館などに情報支援機器を設置するため、視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業費を、それぞれ措置するほか、障害福祉サービスの事業者への支払事務を国民健康保険団体連合会に委託するため、自立支援給付管理事務費を、また、総合福祉会館にオストメイト対応トイレを整備するため、総合福祉会館整備費を、それぞれ補正するとともに、今回の特別対策事業により制度的に包括される知的障害者団体事業補助金を減額補正するものでございます。

また、児童福祉費では、各種子育て支援施策・事業情報を掲載した「子育てハンドブック」を作成するほか、新たに「子育て総合情報サイト」を開設するため、子育て支援対策推進費を補正するものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費におきましては、桜川ダム建設整備に伴う水源地域振興対策として、道の駅「しおのえ」の産地直売施設の改修を行うため、桜川ダム水源地域整備事業費を、また、生活排水路整備事業費を、それぞれ補正するものでございます。

また、保健所費では、出産後、育児等に不安を持つ産婦を支援する産後ケア事業を実施するため、母子相談指導費を補正するものでございます。

また、清掃費では、施設の精密機能検査結果を踏まえ、運転監視・管理システムおよび排ガス処理装置高圧荷電装置の更新工事を行うため、西部クリーンセンター焼却施設管理費を補正するものでございます。

次に、農林水産業費の農業費におきましては、中央卸売市場において、「た

かまつ市場^{いちば}フェスタ」を開催するため、中央卸売市場事業特別会計繰出金を、また、単独市費土地改良事業補助金等を、それぞれ補正するものでございます。

次に、商工費におきましては、帯広市において「愛と幸福の観光都市交流物産展」を開催するため、物産展および見本市費ならびに姉妹都市等観光交流費を、また、中小企業庁に職員を派遣し、実務を研修させるため、商工振興指導事務費を、さらには、披雲閣の耐震診断と耐震補強実施設計を行うため、披雲閣保存整備事業費を、それぞれ補正するものでございます。

次に、土木費の道路橋りょう費におきましては、道路新設改良事業費および道路舗装整備事業費を、また、河川費では、河川改良事業費を、それぞれ補正するものでございます。

また、都市計画費では、国の補助認証の増に伴い、房前公園^{ふさぎき}（仮称）整備事業費を補正するものでございます。

次に、消防費におきましては、高度救助隊の創設に必要な地震警報機を整備するため、救助用資器材整備事業費を措置するとともに、高度救助隊創設に係る人材育成のため、職員研修費を、庵治地区自主防災連合会が行う防災資機材の再整備に対し助成するため、自主防災組織等育成費を、また、消防緊急情報システムに、新たに携帯電話・IP電話発信地表示システムを整備するため、消防緊急情報システム整備事業費を、それぞれ補正するものでございます。

次に、教育費の教育総務費におきましては、学校教育法の一部改正に伴い、小中学校において学習障害・注意欠陥多動性障害等の障害のある児童生徒に対し、学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行うため、特別支援教育支援員配置事業費を措置するものでございます。

また、小学校費では、狭あい校地解消のため、多肥小学校用地取得事業費を措置するとともに、小学校に自動体外式除細動器を設置するため、小学校管理用品費を補正するものでございます。

また、幼稚園費では、幼稚園の保育室増築に係る実施設計を行うため、園舎等整備費を補正するものでございます。

また、社会教育費では、国の「放課後子どもプラン」に基づき、新たに、子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室を開設するため、放課後子ども教室事業費を措置するものでございます。

また、保健体育費では、西部運動センター第2グラウンドに夜間照明設備を整備するため、西部運動センター施設整備費を措置するものでございます。

次に、公債費におきましては、平成16年の台風災害に係る災害援護資金貸付金が繰上げ償還されたことに伴い、同額を県に償還するため、元金償還金を補正するものでございます。

以上が一般会計補正予算の概要でございます。今回の補正額は、11億3,638万3,000円となり、これを補正前の予算額と合計いたしますと、歳出予算の総額は1,365億8,638万3,000円となり、前年度の当初予算額と比べますと、5.4パーセントの増となります。

なお、これに見合う歳入といたしましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入および市債を補正するほか、前年度繰越金を充当することによりまして、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議案第82号平成19年度高松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、総務費の総務管理費におきまして、市場活性化の一環として、新たに「たかまつ市場^{いちば}フェスタ」を開催するため、管理事務費を補正するものでございます。

なお、これに見合う歳入につきましては、一般会計からの繰入金を補正するものでございます。

次に、議案第83号から議案第108号までの条例議案およびその他の議案であります。主なものを申し上げます。高齢者の健康増進・体力づくりに寄与するため、福岡町プール、かわなべスポーツセンター温水プールおよび仏生山公園温水プールにおいて高齢者料金を新設するもの、香川町のやすらぎ苑、屋島ファミリーホーム、庵治ほっとぴあんおよび庵治文化館の管理を指定管理者に行わせることができることとするもの、国家公務員に準じて退職手当の受給要件等を見直すもの、塩江ケーブルネットワーク施設の業務区域において、デジタル方式によるベーシックチャンネルを2種類とするもの、市民本位の政策機能を重視するため、組織機構を再編するもの、住民基本台帳カード等の交付者に対し、自動交付機を利用した各種証明書の発行を行うことができることとするもの、住民基本台帳カード等の交付手数料額等を引き下げるとともに、香川県から移譲された介護老人福祉施設等の指定等の申請につき審査手数料を

徴収するもの、市立学校職員の管理職手当の月額について減額措置を講ずるもの、法律等の一部改正に伴い、関係条文を整備するものでございます。

また、香川県が緑地として造成した埋立地を確認するとともに、同埋立地を香西北町の区域に編入するもの、太田第2土地区画整理事業の換地計画作成等に係る業務の業務請負契約を締結するもの、東部下水処理場2系脱水設備改築工事、福岡ポンプ場電気設備工事ならびに学校給食センター（仮称）に係る建設工事、電気設備工事および機械設備工事の工事請負契約を締結するもの、寄附採納等に伴い市道を認定・変更するものなどございまして、それぞれの提案理由は、各議案の末尾に付してありますので、この際、説明を省略させていただきます。

次に、議案第109号高松市特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部改正については、国家公務員から引き続いて副市長となった場合における退職手当の支給に関し必要な事項を定めるため、関係条文を整備するものでございます。

なお、この議案につきましては、後ほど説明申し上げます副市長選任に関し、国との事務手続上、特段の配慮を賜り、本日御先議いただきますこと、誠にありがとうございます。

(以下口頭説明 - 印刷・配布しない -)

次に、議案第110号高松市副市長選任については、欠員となっております副市長に、現在、国土交通省道路局総務課企画官の金井^{かない} 甲^{はじめ}氏を、選任いたしたいと存じます。

なお、この議案につきましても、様々な行政課題に的確かつ迅速に対応する必要があることから、特段の配慮を賜り、本日御先議いただきますこと、重ねてお礼申しあげます。

以上、提出議案の概要を説明申しあげましたが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申しあげます。

次に、繰越計算書でございますが、これは、地方自治法施行令第146条第2項および地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告申しあげるのでございます。

なお、詳細につきましては、既に送付いたしております報告第2号から報告第7号までの各繰越計算書によりまして、御了承を賜りますようお願い申しあげます。